



---

# 学則

---

2019 年度版



# 目次

昭和学院短期大学学則	2
第1章 総 則	2
第1節 目的	2
第2節 名称	2
第3節 位置	2
第4節 学科	2
第5節 自己評価等	3
第2章 通 則	4
第1節 修業年限、学年、学期及び休業日	4
第2節 入学、退学、転学、転科、休学及び除籍	4
第3節 教育課程及び課程修了の認定	7
第4節 卒業及び修了	10
第5節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費	11
第6節 科目等履修生、特別聴講生、聴講生、外国人留学生及び高大連携授業科目等履修生	12
第7節 講座の開設	13
第8節 職員組織	13
第9節 教授会	14
第10節 学生の福利厚生	14
第11節 附属図書館	14
第12節 附属研究所	14
第13節 公開講座	14
第14節 賞 罰	15
第15節 学 生 寮	15
第16節 細 則	15
別表第1	17
人間生活学科・生活クリエイション専攻の授業科目及び単位数	17
1.教養科目	17
2.基礎科目	17
3.専門科目	18
人間生活学科・こども発達専攻の授業科目及び単位数	19
1.教養科目	19
2.基礎科目	20
3.専門科目	20
ヘルスケア栄養学科の授業科目及び単位数	22
1.教養科目	22
2.専門基礎科目	23
3.専門科目	23
別表第2	25
教職に関する専門科目及び単位数	25
中学校教諭2種免許状(家庭)	25
幼稚園教諭2種免許状	25
栄養教諭2種免許状	26
保育士課程の授業科目・単位数	27
栄養士課程の授業科目及び単位数	30
別表第3	31
司書教諭講座の授業科目及び単位数	31

# 昭和学院短期大学学則

昭和 25 年 3 月 14 日制定

一部省略

2019 年 4 月 1 日改正

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 目 的

(目 的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「明敏謙讓」の教育理念のもと、職業または實際生活に必要な専門的学術技芸を授けるとともに、良き社会人としての教養を高め、真に平和を愛好し、人類の文化及び健康福祉の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

### 第 2 節 名 称

(名 称)

第 2 条 本学は、昭和学院短期大学と称する。

### 第 3 節 位 置

(位 置)

第 3 条 本学は、千葉県市川市東菅野 2 丁目 17 番 1 号に置く。

### 第 4 節 学 科

(学科及び学生定員)

第 4 条 本学の学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学科名称	入学定員	収容定員
------	------	------

人間生活学科

生活クリエイション専攻	30 名	60 名
-------------	------	------

こども発達専攻	60 名	120 名
---------	------	-------

2 こども発達専攻にあつては、児童福祉法施行規則により、2クラス編成とする。ヘルスケア栄養学科にあつては、栄養士法により、2クラス編成とする。

(学科の教育研究上の目的)

第5条 各学科・専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

人間生活学科では、人間尊重の立場から人間生活を総合的に捉えることの出来る人間の育成を目的とする。

一 人間生活学科生活クリエイション専攻では、家庭生活をデザインできる生活者、ビジネス社会に対応できる人材の育成をめざす。

二 人間生活学科こども発達専攻では、人間の心身の発達について理解し、他者と関わる能力を身につけた保育者の育成をめざす。

2 ヘルスケア栄養学科では、人の健康を食と栄養の面から支援・指導できる能力を持ち、健康増進・予防医療・福祉に貢献する人材の育成を目的とする。

3 各学科の学位授与の方針、教育課程編成の方針及び入学者受け入れの方針は別に定める。

## 第5節 自己評価等

(自己点検・評価)

第6条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うにあつての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

第7条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

## 第2章 通 則

### 第1節 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第8条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第9条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第10条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

(年間の授業期間)

第11条 年間の授業期間は定期試験等の期間を含め、35週とする。

(休業日)

第12条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

本学院創立記念日 1月23日

春季休業日 3月16日から3月31日まで

夏季休業日 8月1日から9月23日まで

冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行なう日とすることができる。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更または臨時に休業することがある。

### 第2節 入学、退学、転学、転科、休学及び除籍

(入学の時期)

第 13 条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

第 14 条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第 90 条及び学校教育法施行規則第 150 条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者で、別に定める「入学者受け入れの方針」を理解した者とする。

一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)

七 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

九 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第 15 条 本学に入学を志願する者は、指定期間内に本学所定の入学願書に写真、健康診断書、出身学校長の調査書及び検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 16 条 前条の入学志願者については、選考のうえ、合格者を決定する。

(入学手続き)

第 17 条 合格の通知を受けた者は、本学所定の誓約書に保証人連署のうえ、入学に必要な書類及び入学金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学手続きその他に関しては、別に定める。

(再入学・転入学)

第 18 条 本学を退学した者が再入学を希望するときは、選考のうえ相当の年次に入学を許可することがある。

2 他の大学の学生、または修了者が、本学に転学または入学を志望する場合には、欠員があるときに限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

3 他の大学または短期大学(外国の大学または短期大学を含む)を卒業、または中途退学し、新たに本学の第一年次に入学する学生については、教育上有益と認められる場合は、既に修得した授業科目及び単位を本学における修得単位として、30 単位を超えない範囲内で認定することができる。

(転学及び転科)

第 19 条 本学の学生で他の大学に転学を志望する者は、事由を具して学長に願い出、その許可を受けなければならない。

2 本学の学生で本学の他学科に転科を志望する者は、事由を具して学長に願い出、その許可を受けなければならない。

(退学)

第 20 条 学生が疾病その他の事由によって退学しようとする場合には、事由を具し保証人連署で、学長に願い出なければならない。

(休学)

第 21 条 疾病その他の事由で引き続き 3 か月以上出席することができない場合には、事由を具して学長に願い出、その許可を得て休学することができる。疾病を事由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病その他の事由によって、学習することが不相当と認められる場合には、学長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 22 条 休学期間は、1 か年以上にわたることはできない。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間満了の場合、または休学期間中であってもその事由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。ただし、疾病による事由の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第8条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 指定の期日までに授業料その他の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 三 長期にわたり欠席し、行方不明で連絡できない者
- 四 死亡した者

### 第3節 教育課程及び課程修了の認定

(教育課程及び授業科目)

第25条 本学の教育課程は、別に定める「教育課程編成方針」に基づき、編成するものとする。

- 2 人間生活学科の授業科目を分けて、教養科目、基礎科目、専門科目とする。
- 3 ヘルスケア栄養学科の授業科目を分けて、教養科目、専門基礎科目、専門科目とする。
- 4 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

(資格等取得のための授業科目)

第26条 人間生活学科生活クリエイション専攻は、中学校教諭2種免許状(家庭)を取得しようとする学生のために、教育職員免許法に基づく専門科目を置く。

2 人間生活学科こども発達専攻は、幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする学生のために、教育職員免許法に基づく専門科目を置く。

3 ヘルスケア栄養学科は、栄養教諭2種免許状を取得しようとする学生のために、教育職員免許法に基づく専門科目を置く。

4 人間生活学科こども発達専攻に在籍し、保育士資格証を取得しようとする学生のために、児童福祉法施行規則に基づく授業科目を置く。

5 ヘルスケア栄養学科に在籍し、栄養士免許証を取得しようとする学生のために、栄養士法施行規則に基づく専

門科目を置く。

6 授業科目の種類、単位数等は、別表第2のとおりとする。

7 本学の各学科・専攻において取得申請できる免許状及び免許証の種類は、次のとおりとする。

学科	取得できる免許状・免許証の種類
人間生活学科	
生活クリエイション専攻	中学校教諭2種免許状(家庭)
こども発達専攻	保育士資格証
	幼稚園教諭2種免許状
ヘルスケア栄養学科	栄養士免許証
	栄養教諭2種免許状

(授業の方法)

第27条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習または実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。ただし本学における授業時間は45分をもって1時間とする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教室外の学修を考慮して15時間の授業をもって1単位とすることがある。この科目については別に定める。

三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教室外の実習を考慮して30時間の授業をもって1単位とすることがある。この科目については別に定める。

四 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

五 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(履修科目の登録)

第 29 条 学生は、その履修しようとする選択科目を定めて、あらかじめ学長に届け出なければならない。

2 各学科は学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位について、学生が 1 年間に履修科目として登録することが出来る単位数の上限を定めることができる。

3 各学科は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(試験及び単位の授与)

第 30 条 学生が授業科目を履修した場合には試験を行い、合格した者に対しては単位を与える。

2 試験の方法は筆記試験、口述試験、実技試験及び論文とする。ただし、平常点をもって試験に代えることができる。

(学習の評価及び評価基準)

第 31 条 授業科目の成績は、S、A、B、C、D をもって表し、S、A、B、C を合格として単位を与える。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100～ 90 点	S
89 ～80	A
79～ 70	B
69～ 60	C
59～ 0	D

(他学科等の授業科目の履修)

第 32 条 教育上有益と認めるときは、本学の他の学科・専攻の授業科目を履修することを認めることがある。その修得した単位は、第 18 条第 3 項及び第 33 条で認定された単位数を含めて、30 単位を超えない範囲で、所属学科の授業科目の修得単位として認定することができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。その修得した単位は、教授会の議により第 18 条第 3 項及び第 32 条で認定された単位数を含めて、30 単位を超

えない範囲で、本学における修得単位として認定することができる。

(長期履修生)

第 34 条 学生が職業を有している等の事情により、第 8 条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

これに関する規程は別に定める。

#### 第 4 節 卒業及び修了

(卒業の要件)

第 35 条 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

一 人間生活学科生活クリエイション専攻においては、教養科目は 14 単位以上、基礎科目は 8 単位、専門科目は 44 単位以上、総計で 66 単位以上とする。

二 人間生活学科こども発達専攻においては、教養科目は 10 単位以上、基礎科目は 4 単位以上、専門科目は 52 単位以上、総計で 66 単位以上とする。

三 ヘルスケア栄養学科においては、教養科目は 8 単位以上、専門基礎科目は 6 単位、専門科目は 52 単位以上、総計で 66 単位以上とする。

(卒業の認定)

第 36 条 別に定める「学位授与の方針」のもと、本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第 37 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格等科目の単位の取得及び修了認定)

第 38 条 第 26 条に規定する学生は、第 35 条第一号に定める単位のほか、教職課程の教科並びに教職に関する専門科目について、所定の単位を取得しなければならない。

2 第 26 条第 2 項に規定する学生は、第 35 条第一号に定める単位のほか、教職課程の教科並びに教職に関する専門科目について、所定の単位を取得しなければならない。

3 第 26 条第 3 項に規定する学生は、第 35 条第二号に定める単位のほか、教職課程の教科並びに教職に関する専門科目について、所定の単位を取得しなければならない。

4 教職課程の履修に関する規程は別に定める。

5 第 26 条第 4 項に規定する学生は

、第 35 条第一号に定める単位のほか、児童福祉法施行規則に基づいて本学で定めた保育士課程の授業科目について、所定の単位を取得しなければならない。

6 保育士課程の履修に関する規程は別に定める。

7 第 26 条第 5 項に規定する学生は、第 35 条第二号に定める単位のほか、栄養士法施行規則に基づいて本学で定めた栄養士課程の授業科目について、所定の単位を取得しなければならない。

8 栄養士課程の履修に関する規程は別に定める。

9 第 26 条の各項に規定する各課程の所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了の認定を行う。

(卒業の時期)

第 39 条 卒業の時期は、学年の終わりとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障のないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を卒業させることができる。

(単位取得証明)

第 40 条 本学に 1 年以上在学し、所定の単位を取得した者には、願い出により単位取得の証明を与える。

## 第 5 節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費

(入学検定料)

第 41 条 本学に入学を志願する者は、所定の入学検定料を納めなければならない。これに関する必要な事項は別に定める。

(入学金)

第 42 条 第 17 条による入学金は 250,000 円とする。ただし、受験生には、減免措置をすることがある。

2 これに関して必要な事項は別に定める。

(授業料)

第 43 条 授業料は年額 610,000 円とし、毎年 4 月 10 日までに納入するものとする。ただし、4 月及び 9 月に半期ずつ分納することもできる。

2 授業料の減免措置に関して必要な事項は別に定める。

(施設設備費及び実験実習費)

第 44 条 施設設備費及び実験・実習等に要する費用は別に徴収する。

(退学・転学・除籍または停学の場合の授業料)

第 45 条 退学、転学、除籍または停学の場合は、その期の授業料を徴収する。ただし、授業料の未納または長期欠席により除籍した場合には、未納の授業料を免除することができる。

(休学・復学の場合の授業料)

第 46 条 休学期間でも第 43 条による授業料は、これを納めなければならない。

2 学期を通じて休学を許可された者については、その期の授業料を徴収しないことがある。ただし、休学者が中途復学した場合は、その期の授業料を徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 47 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第 48 条 既納の授業料等は原則として返還しない。

第 6 節 科目等履修生、特別聴講生、聴講生、外国人留学生及び高大連携授業科目等履修生

(科目等履修生)

第 49 条 本学所定の学科目の中、1 科目、または数科目を選んで、履修を志望する者がある場合には、当該学科の授業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として、履修を許可することができる。科目等履修生が履修した授業科目は、試験に合格すれば単位を与える。科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第 50 条 他の大学または短期大学との協議に基づき、当該大学の学生が本学の開設する授業科目の履修及び単位の修得を願い出たときは、所定の手続きを経て、特別聴講生としてその履修を許可することができる。

2 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 50 条の 2 本学所定の学科目の中の 1 科目又は複数の科目の聴講を願い出る者がある場合には、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。聴講生に対しては単位の認定を行わない。

2 聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 51 条 外国人で、入学を志望する者は、その国の公館の紹介状を添えて、願い出なければならない。

2 前項の出願者については、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

3 外国人留学生に対しては、すべて本学則を準用する。

(高大連携授業科目等履修生)

第 52 条 高大連携の協定を締結した高等学校に在籍する生徒で、当該高等学校の校長の推薦により、本学が指定した授業科目(以下、「高大連携授業科目」という)の履修を希望する者がある場合には、当該科目の授業に支障のない限り、選考のうえ、高大連携授業科目等履修生として、履修を許可することがある。履修した生徒が単位認定を希望したときは、本学の単位認定方法に基づいて単位を認定することができる。高大連携授業科目等履修生に関する規程は、別に定める。

## 第 7 節 講座の開設

(学校図書館司書教諭講座)

第 53 条 本学は、学校図書館司書教諭を希望する学生のために、司書教諭講座を設けることがある。これに関する規程は別に定める。

2 授業科目の種類、単位数等は、別表第 3 のとおりとする。

(講座の開設)

第 54 条 本学は、外部機関の実施する資格の取得を希望する学生のために、講座を開設することがある。これらに関する規程は別に定める。

## 第 8 節 職員組織

(職員組織)

第 55 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。また必要に応じて副学長を置くことがある。

一 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

二 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

三 教授、准教授及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、かつ研究に従事する。

四 講師は、教授、准教授に準ずる職務に従事する。

五 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

六 事務職員は、学長の命により、大学の事務を処理する。

(事務組織)

第 56 条 大学の事務を処理するため、本学に事務部を設け、事務長を置く。

2 事務部の組織及び運営については別に定める。

## 第 9 節 教授会

(教授会)

第 57 条 本学に、教授会を置く。教授会は、学長、教授、准教授、助教をもって構成する。

2 教授会には必要に応じて、その他の職員を加えることができる。

3 教授会に関する規則は、別に定める。

## 第 10 節 学生の福利厚生

(保健室)

第 58 条 本学に保健室を設け、学校医、保健教員の指導のもとに、学生の健康管理に当たる。

(体育施設)

第 59 条 本学に、学生の体育向上に資するため、各種の体育施設を設ける。

(福利厚生施設)

第 60 条 本学に、学生の福利厚生施設として、集会室、休養室、食堂及び購買部等を設ける。

## 第 11 節 附属図書館

(附属図書館)

第 61 条 本学に、附属図書館を置く。附属図書館に関する規程は別に定める。

## 第 12 節 附属研究所

(附属研究所)

第 62 条 本学に、附属研究所を置き、その名称を栄養科学研究所とする。

2 附属研究所に関する規程は別に定める。

## 第 13 節 公開講座

(公開講座)

第 63 条 本学は、一般人の教養を高め、地域文化の向上に資するために、公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関する規程は別に定める。

## 第 14 節 賞 罰

(表 彰)

第 64 条 学生として表彰に値する行為がある場合には、学長は教授会の議を経て、これを表彰する。

(懲 戒)

第 65 条 学生が本学の規程に背き、または学生としての本分に反する行為がある場合には、学長は教授会の議を経て、これを懲戒する。懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 懲戒の手続きについては、別に定める。

## 第 15 節 学 生 寮

(学生寮)

第 66 条 本学に学生のための学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は別に定める。

## 第 16 節 細 則

(細 則)

第 67 条 本学則に関する細則は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この学則は、昭和 25 年 3 月 14 日制定し、昭和 25 年 4 月 1 日から施行する。

(一部省略)

附 則

1 この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、2019年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

別表第 1

人間生活学科・生活クリエイション専攻の授業科目及び単位数

1.教養科目

教養科目については計 14 単位以上を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本国憲法		2
心理学		2
日本語表現		2
コンピュータ基礎演習 A	1	
コンピュータ基礎演習 B		1
情報処理（演習を含む）		2
国際理解		2
コミュニケーション英語		1
総合英語 A	1	
総合英語 B	1	
スポーツ理論・実技 A	1	
スポーツ理論・実技 B	1	
人間学	2	
キャリアデザイン論	2	
ボランティア社会学(実習を含む)		2
現代社会の課題 A		2
現代社会の課題 B		2

2.基礎科目

基礎科目については 8 単位を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
生活学(家庭経営学、家族関係学及び家庭経済学を含む)	2	
食生活論(食品学・栄養学を含む)	2	
住生活論	2	
衣生活論	2	

### 3.専門科目

専門科目については 44 単位以上を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
消費科学		2
テキスタイル学		2
テキスタイル実験		1
ファブリックケア論		2
ファブリックケア実験		1
テキスタイルデザイン実習		1
アパレル企画演習		1
服飾造形論		2
アパレル造形実習		1
アパレルデザイン論		2
カラーコーディネート演習		1
衣環境学		2
ファッションビジネス(演習を含む)		2
アパレルコンピュータ演習		1
消費者調査法		1
ファッションドレーピング		1
ファッションショーⅠ		1
ファッションショーⅡ		1
ブライダルプランニング (演習を含む)		2
トータルファッション (ヘア・メイク)		1
消費経済論		2
食生活実習		1
健康栄養学		2
調理学		2
応用食品学		2
フードデザイン実習		2
製菓実習 A		1
製菓実習 B		1
健康衛生論		2
フードコーディネート論		2
フードビジネス論		2
クラフト		1

授業科目	単位数	
	必修	選択
インテリアデザイン		2
保育学(実習を含む)		2
チャイルドケア論		2
こどものワークショップ		1
服飾造形基礎(こども服と小物制作)		1
ビジネス実務		2
エアライン実務(マナー・接客)		1
エアライン空港実務体験		2
エアライン English		1
ビジネス英語		1
TOEIC 基礎		1
観光学		2
プレゼンテーション演習		1
医療事務Ⅰ		1
医療事務Ⅱ		1
医療事務Ⅲ		1
イベントプロデュース		2
キャリアデザイン演習		2
生活クリエイション特別演習Ⅰ	1	
生活クリエイション特別演習Ⅱ	1	
総合ゼミ	2	

## 人間生活学科・こども発達専攻の授業科目及び単位数

### 1. 教養科目

教養科目については計 10 単位以上を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本国憲法		2
心理学		2
日本語表現		2
コンピュータ基礎演習 A	1	
コンピュータ基礎演習 B		1
情報処理 (演習を含む)		2
国際理解		2

授業科目	単位数	
	必修	選択
コミュニケーション英語		1
総合英語 A	1	
総合英語 B	1	
スポーツ理論・実技 A	1	
スポーツ理論・実技 B	1	
人間学		2
キャリアデザイン論	2	
ボランティア社会学（実習を含む）		2
現代社会の課題 A		2
現代社会の課題 B		2

## 2.基礎科目

基礎科目については計 4 単位以上を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
生活学		2
食生活論		2
住生活論		2
衣生活論		2

## 3.専門科目

専門科目については計 52 単位以上を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
教育の心理学		2
保育の心理学	2	
子どもの理解と援助		1
幼児理解（カウンセリングを含む）	2	
保育原理		2
教師・保育者論		2
幼児教育課程論		2
社会的養護 I		2
社会的養護 II		1
教育原理	2	
子ども家庭支援論	2	

授業科目	単位数	
	必修	選択
子ども家庭支援の心理学		2
子育て支援		1
乳児保育Ⅰ		2
乳児保育Ⅱ		1
特別な支援を要する子どもの理解と支援		2
子どもの保健		2
子どもの健康と安全		1
子どもの食と栄養A		1
子どもの食と栄養B		1
子ども家庭福祉	2	
社会福祉		2
発達と健康		1
こどもと読書生活		2
保育の音楽表現		2
保育内容の指導法（情報機器の活用を含む）		2
保育内容の理解と方法（教材の活用を含む）		2
音楽表現法		2
こどもの図画工作		1
幼児体育		1
保育基礎演習		1
生活の基礎	2	
保育内容総論		1
保育内容：健康		1
保育内容：言葉		1
保育内容：人間関係		1
保育内容：環境		1
保育内容：表現（音楽）		1
保育内容：表現（造形）		1
教育方法		2
幼児英語教材演習		1
保育キャリアデザインA		1
保育キャリアデザインB		1

## ヘルスケア栄養学科の授業科目及び単位数

### 1.教養科目

教養科目については計 8 単位以上を修得すること。

授 業 科 目	単位数	
	必修	選 択
日本国憲法		2
国際理解		2
健康と運動(理論と実技)A	1	
健康と運動(理論と実技)B	1	
総合英語A	1	
総合英語B	1	
コミュニケーション英語		1
コンピュータ基礎演習A	1	
コンピュータ基礎演習B	1	
音楽		2
キャリアデザイン(基礎)	2	
キャリアデザイン(応用)		2
ボランティア社会学(実習を含む)		2
現代社会の課題A		2
現代社会の課題B		2

## 2.専門基礎科目

専門基礎科目については6単位を修得すること。

授 業 科 目	単位数	
	必修	選 択
化学	2	
生物学	2	
基礎の科学	2	

## 3.専門科目

専門科目については計52単位以上を修得すること。

授 業 科 目	単位数	
	必修	選 択
公衆衛生学	2	
社会福祉概論		2
健康科学概論		2
解剖学		2
栄養生理学(含運動生理学)		2
生化学		2
病理学概論		2
解剖生理学実験		1
生化学実験		1
食品学総論	2	
食品学各論		2
食品加工学(実習を含む)		2
食品衛生学	2	
食品学実験	1	
食品衛生学実験		1
基礎栄養学Ⅰ	2	
基礎栄養学Ⅱ	2	
ライフステージ栄養学	2	
臨床栄養学概論		2
ライフステージ栄養学実習		1
臨床栄養学実習		1
栄養教育論		2
栄養指導論		2
公衆栄養学概論		2

授 業 科 目	単位数	
	必修	選 択
栄養指導実習 I		1
栄養指導実習 II		1
栄養情報処理演習		1
ヘルスカウンセリング論		2
調理学	2	
給食計画・実務論		2
調理学実習 I (含調理学実験)	1	
調理学実習 II		1
給食計画実習		1
給食管理実習 I		2
給食管理実習 II		2
給食管理校外実習		2
発達心理学		2
環境と健康		2
ICT 概論		2
生命倫理学		2
フードシステムの経済学		2
フードコーディネート論		2
カラーコーディネート論 (演習を含む)		2
ヘルスケア栄養学特別演習 I	1	
ヘルスケア栄養学特別演習 II	1	
栄養士基礎演習		1
栄養士実践演習 I		1
栄養士実践演習 II		1

別表第 2

教職に関する専門科目及び単位数

中学校教諭 2 種免許状(家庭)

授業科目	単位数
教育基礎理論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教職概論	2
教育相談	1
家庭科教育法	2
道徳の指導法	1
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動の指導法（教育の方法と技術を含む）	1
生徒指導・進路指導	2
教職実践演習(中学校)	2
教育実習指導	1
教育実習	4

幼稚園教諭 2 種免許状

授業科目	単位数
教師・保育者論	2
教育原理	2
教育の心理学	2
特別な支援を要する子どもの理解と支援	2
幼児教育課程論	2
保育内容総論	1
保育内容：健康	1
保育内容：言葉	1
保育内容：人間関係	1
保育内容：環境	1
保育内容：表現（音楽）	1
保育内容：表現（造形）	1
保育内容の指導法（情報機器の活用を含む）	1
保育内容の理解と方法（教材の活用を含む）	1
保育基礎演習	1
教育方法	1
幼児理解（カウンセリングを含む）	2

授業科目	単位数
教職実践演習（幼稚園）	2
幼稚園実習指導	1
幼稚園実習	4

## 栄養教諭 2 種免許状

授 業 科 目	単位数
栄養教諭教育論	2
教職概論	2
教育基礎理論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
道德の指導法	1
特別活動の指導法(教育の方法と技術を含む)	1
総合的な学習の時間の指導法	1
生徒指導論	1
教育相談	1
教職実践演習(栄養教諭)	2
栄養教育実習指導	1
栄養教育実習	1

保育士課程の授業科目・単位数

教養科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本国憲法		2
心理学		2
日本語表現		2
コンピュータ基礎演習A	1	
コンピュータ基礎演習B		1
情報処理（演習を含む）		2
国際理解		2
コミュニケーション英語		1
総合英語A	1	
総合英語B	1	
スポーツ理論・実技A	1	
スポーツ理論・実技B	1	
人間学		2
キャリアデザイン論	2	
ボランティア社会学（実習を含む）		2
現代社会の課題A		2
現代社会の課題B		2

専門科目

授業科目	単位数
教育の心理学	2*

保育の心理学	2
子どもの理解と援助	1
幼児理解（カウンセリングを含む）	2*
保育原理	2
教師・保育者論	2
幼児教育課程論	2
社会的養護Ⅰ	2
社会的養護Ⅱ	1
教育原理	2
子ども家庭支援論	2
子ども家庭支援の心理学	2
子育て支援	1
乳児保育Ⅰ	2
乳児保育Ⅱ	1
特別な支援を要する子どもの理解と支援	2
子どもの保健	2
子どもの健康と安全	1
子どもの食と栄養A	1
子どもの食と栄養B	1
子ども家庭福祉	2
社会福祉	2
こどもと読書生活	2*
保育の音楽表現	2*
保育内容の指導法（情報機器の活用を含む）	2
保育内容の理解と方法（教材の活用を含む）	2
音楽表現法	2*

こどもの図画工作	1 *
幼児体育	1 *
保育基礎演習	1
生活の基礎	2
保育内容総論	1
保育内容：健康	1
保育内容：言葉	1
保育内容：人間関係	1
保育内容：環境	1
保育内容：表現（音楽）	1
保育内容：表現（造形）	1
教育方法	2 *
幼児英語教材演習	1 *
保育キャリアデザインA	1 *
保育キャリアデザインB	1 *
保育実習指導 I	2
保育実習指導 II	1
保育実習 I	4
保育実習 II	2
教職実践演習（幼稚園）	2

選択必修科目（\*印）からは、3単位以上を選択して修得すること

## 栄養士課程の授業科目及び単位数

区分	授業科目	単位数
社会生活と健康	公衆衛生学	2
	社会福祉概論	2
人体の構造と機能	解剖学	2
	栄養生理学(含運動生理学)	2
	生化学	2
	病理学概論	2
	解剖生理学実験	1
	生化学実験	1
食品と衛生	食品学総論	2
	食品学各論	2
	食品衛生学	2
	食品学実験	1
	食品衛生学実験	1
栄養と健康	基礎栄養学 I	2
	基礎栄養学 II	2
	ライフステージ栄養学	2
	臨床栄養学概論	2
	ライフステージ栄養学実習	1
	臨床栄養学実習	1
栄養の指導	栄養教育論	2
	栄養指導論	2
	公衆栄養学概論	2
	栄養指導実習 I	1
	栄養指導実習 II	1
	栄養情報処理演習	1
給食の運営	調理学	2
	給食計画・実務論	2
	調理学実習 I (含調理学実験)	1
	調理学実習 II	1
	給食計画実習	1
	給食管理実習 I	1
	給食管理実習 II	1
	給食管理校外実習	2

## 別表第 3

## 司書教諭講座の授業科目及び単位数

授 業 科 目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	1
読書と豊かな人間性	1
情報メディアの活用	1